

議案番号	題名
議第 15 号	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第 16 号	大分市税条例の一部改正について
議第 17 号	大分市手数料条例の一部改正について
議第 18 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 19 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 20 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 21 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 22 号	大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 23 号	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 24 号	大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 25 号	大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案番号	題名
議第 26 号	大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 27 号	大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 28 号	大分市介護保険条例の一部改正について
議第 29 号	大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
議第 30 号	大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 31 号	大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 32 号	大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 33 号	大分市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 34 号	大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 35 号	大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部改正について
議第 36 号	大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案番号	題名
議第 37 号	大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 38 号	大分市道占用料条例及び大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
議第 39 号	大分市自転車駐車場条例の一部改正について
議第 40 号	大分市水道事業給水条例の一部改正について
議第 41 号	大分市奨学資金に関する条例の一部改正について
議第 42 号	大分市スポーツ施設条例の一部改正について
議第 43 号	大分市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について
議第 44 号	大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について
議第 45 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 46 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 47 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 48 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 49 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 50 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

議案番号	題名
議第 5 1 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 5 2 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 5 3 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 5 4 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 5 5 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 5 6 号	公有水面埋立てについて
議第 5 7 号	市有財産の処分について
議第 5 8 号	土地買収について
議第 5 9 号	工事請負契約の変更について（大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業 建設工事）
議第 6 0 号	包括外部監査契約の締結について
議第 6 1 号	市道路線の認定について
議第 6 2 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第 6 3 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第 6 4 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
報第 2 号	専決処分した事件の承認について (大分市手数料条例の一部改正について)

議第 15 号

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大分市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (5) 準法定事務 法第9条第1項に規定する準法定事務をいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項本文中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「による」を「により」に改め、「特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を加える。

別表第2の2法別表第1の下欄及び法別表第2の第2欄に掲げる事務関係の

部中「法別表第1の下欄及び法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「法別表の下欄に掲げる事務及び準法定事務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 16 号

大分市税条例の一部改正について

大分市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項各号列記以外の部分及び第116条の13第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第20条第1項各号列記以外の部分中「当該土地に限る」の次に「。以下この条において「特別償却設備である家屋等」という」を加え、同条第2項中「1月31日」の次に「（法人にあっては、特別償却設備である家屋等を取得した日の属する事業年度の終了の日の翌日から起算して2月を超えない日）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、期限までに申告ができなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附則第20条の2第1項中「当該土地に限る」の次に「。以下この条において「対象施設の用に供する家屋等」という」を加え、同条第2項中「1月31日」の次に「（法人にあっては、対象施設の用に供する家屋等を取得した日の属する事業年度の終了の日の翌日から起算して2月を超えない日）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、期限までに申告ができなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附則第20条の2の2第1項各号列記以外の部分中「をいう」の次に「。以下この条において「取得等」という」を加え、同条第2項中「1月31日」の次に「（法人にあっては、取得等をした日の属する事業年度の終了の日の翌日から起算して2月を超えない日）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、期限までに申告ができなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）第44条第2項及び第116条の13第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の市民税及び事業所税の減免の申請について適用し、令和5年度分までの市民税及び事業所税の減免の申請については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条第2項、第20条の2第2項及び第20条の2の2第2項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税の課税免除又は不均一課税の申告について適用し、令和6年度分までの固定資産税の課税免除又は不均一課税の申告については、なお従前の例による。

提案理由

市民税及び事業所税の減免の申請並びに固定資産税の課税免除等の申告の期限を変更いたしたく本案を提出する。

議第 17 号

大分市手数料条例の一部改正について

大分市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第2の18の項第13号事務の欄及び同項第16号事務の欄中「変更」の次に「（構造設備の変更を伴うものに限る。）」を加え、同項第23号を削る。

別表第4の7の項第1号備考の欄イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第4の8の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第5の1の項第3号金額の欄オ中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000

円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第5の1の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消防法に基づく貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するとともに、介護保険法施行規則の一部改正等に伴う所要の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 18 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第151条の4」を「第151条の5」に改める。

第2条第17号中「、指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社

会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第3項中「、居宅介護計画」を「、第1項の居宅介護計画の」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第47条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第52条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第60条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第61条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中

「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第62条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第81条第1項及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第88条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第96条中「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第96条の4第1号及び第2号中「第151条の3」を「第151条の4」に改める。

第107条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む

ことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第122条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第124条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第145条第1項及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第151条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第8章第5節中第151条の4を第151条の5とし、第151条の3を第151条の4とし、第151条の2の次に次の1項を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第151条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院

(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第152条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第152条各号列記以外の部分中「基準該当障害福祉サービス(」の次に「第152条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に、「当該指定通所介護事業所等」を「当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所」に、「指定通所介護等の」を「指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの」に改める。

第152条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第152条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関

係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第161条及び第174条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第187条中「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第192条中「第149条」の次に「、第182条第6項」を加え、「第62条」を「第62条第1項」に改め、「第95条第1項中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と」の次に「、第182条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第191条第1項の工賃」と」を加える。

第196条中「第149条」の次に「、第182条第6項」を加え、「第62条」を「第62条第1項」に改め、「第95条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と」の次に「、第182条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と」を加える。

第196条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第196条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている」を削り、「指定障害福祉サービス事業者」の次に「であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」を加える。

第196条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

- ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用

者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第196条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）

の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第196条の17を次のように改める。

第196条の17 削除

第196条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第196条の20中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第197条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第200条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第200条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければ

ならない。

第200条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第200条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第203条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第202条の5に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」とい

う。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第203条中「、第77条」を削る。

第203条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第203条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第203条の10の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむ

ね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第203条の11中「、第77条」を削る。

第203条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第203条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第203条の22中「、第77条」を削り、「第200条の6」を「第200条の7」に改める。

第204条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削

り、同条第2項各号列記以外の部分中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第209条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第210条ただし書中「従事させ」の次に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第212条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第213条第1項中「第151条の4」を「第151条の5」に改める。

第2条 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中

「 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条—第163条）

第10章 就労移行支援 」を

「 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条—第163条）

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第163条の2）

第2節 人員に関する基準（第163条の3・第163条の4）

第3節 設備に関する基準（第163条の5）

第4節 運営に関する基準（第163条の6—第163条の9）

第10章 就労移行支援 」に

改める。

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1項中「及び第7章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第163条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第163条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として別に定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第163条の4 第53条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第163条の5 第84条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第163条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第163条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第163条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第163条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条（第2項第1号を除く。）、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第148条及び第159条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第163条の9において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第148条第1項」

と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第163条の9において準用する第148条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第78条第2項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第163条の9において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第163条の9」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第163条の9において準用する前条」と、第159条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び別に定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（別に定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び別に定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（別に定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第173条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第173条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第187条中「及び第149条」を「、第149条及び第173条の2」に改める。

第192条及び第196条中「第149条」の次に「、第173条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第200条の7（新条例第203条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第203条の10の規定の適用については、新条例第200条の7第2項及び第3項並びに第203条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第200条の7第4項及び第203条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 19 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平
成24年大分市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配
慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定
期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は
一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利
用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指
定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定
の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設

以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選

好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 20 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年大分市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児
童発達支援をいう。)の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、
「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改
める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の
1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこと
ができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければなら
ない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第1項及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第51条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第53条第1項及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第55条第1項中「第64条第1項」を「第62条の2」に改める。

第56条及び第61条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第62条の次に次の1条を加える。

(規模)

第62条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第64条第1項各号列記以外の部分中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第70条中「第39条まで」を「第37条まで、第39条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改め、「第38条ただし書及び」を削る。

第85条及び第88条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第89条第1項各号列記以外の部分中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第2条 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第57条—第61条）」を

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第57条—第61条）

第5章の2 就労選択支援（第61条の2—第61条の8）」に改める。

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第61条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第61条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第61条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として別に定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第61条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第61条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に

対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第61条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第61条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条、第45条及び第46条から第50条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条の8において準用す

る第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第69条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第69条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第85条中「及び第54条」を「、第54条及び第69条の2」に改める。

第88条中「第54条」の次に「、第69条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 21 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分
市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し
つつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的
に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般
相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者
の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福
祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及

び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱

える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条の見出し中「業務」を「責務」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ず

る措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 22 号

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければ」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条の見出しを「（電磁的記録等）」に改め、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 23 号

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年
大分市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第31条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情
に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」
を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え
る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を
いたしたく本案を提出する。

議第 24 号

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年大分市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第68条）

第2節 人員に関する基準（第69条・第70条）

第3節 設備に関する基準（第71条）

第4節 運営に関する基準（第72条—第78条）」を

「第3章 削除」に改める。

第2条第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第2号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害

児通所支援事業者」に改める。

第4条ただし書を削る。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「（第1号を除く。）、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただ

し書を削り、同条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費」の次に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用

することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の」を「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第7項中「に交付」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付」に改める。

第29条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第62条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第68条から第78条まで 削除

第79条中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第82条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第88条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。

第91条中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

第92条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第98条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、「第27条の2」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条」を「及び第53条」に改め、「及び第77条」を削り、「第28条及び」を「第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第5項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」

と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、」に改める。

第99条中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第103条中「及び第5項を除く。）」を「を除く。）」、第27条の3に、「第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「第77条」を削り、「第27条第1項及び第28条」を「第27条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第28条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第8項まで及び第10項」に改め、「体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第104条第1項中「第3項及び第6項を除く。）」、第69条」を「第4項、第5項及び第9項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同

条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第69条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第106条第1項中「、第72条」を削り、同条第2項中「、第72条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第72条」を削る。

第107条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第78条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附則第2項中「及び第4項第1号」を削り、「あるのは「通じて」を「あるのは、「通じて」に改め、「、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ2以上」と」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5

の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新条例第27条の2（新条例第60条、第64条、第85条、第86条、第90条及び第98条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 25 号

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24
年大分市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定によ
る」に改める。

第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電
磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情
報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記
録媒体をいう。）」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たって
は、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければなら
ない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) 」を削る。

附則第6条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第28条第3項(新条例附則第10条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、新条例第28条第1項に規定する重要事項をウェブサイトに掲載することを要しないものとする。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 26 号

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う

体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、この条例による

改正後の大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 27 号

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日 提出

大分市長 足立 信也

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
24年大分市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定によ
る」に改める。

第11条に次の2項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に
所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項
及び次項において同じ。）に大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第61号。以
下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第149条第1項に規定する
指定短期入所生活介護事業所又は大分市指定介護予防サービス等の事業の
人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第65
号）第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以

下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第62号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第66号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のよう

に改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場

合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第31条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

- 第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第46条第11項を次のように改める。

- 11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第46条第12項中「大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年大分市条例第62号。以下

「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第66号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間は、この条例による改正後の大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第27条第1項（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第31条の3（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第31条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。